

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市条例第42号

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中「茅ヶ崎市高齢者福祉計画及び茅ヶ崎市介護保険事業計画」を「茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。